

三重県立看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2021（平成33）年3月31日までとする。

II 総評

貴大学は、三重県を設置者とし、県内初の看護学部看護学科を有する単科大学として、1997（平成9）年、三重県津市に開学した。2001（平成13）年には大学院看護学研究科看護学専攻を開設し、2009（平成21）年には公立大学法人化して現在に至っている。

設置目的である三重県における看護分野の担い手の確保ならびに資質向上と、看護学の発展への寄与を目指し、教育・研究活動を展開している。

1 理念・目的

貴大学は、看護学部の人材養成の目的その他教育研究上の目的として、「広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与すること」を「学則」に定め、看護学研究科の同目的については、「崇高な人間性と幅広い視野を基盤に、学際的で広範な視点から看護学の学識を教授研究し、卓越した看護実践能力及び先駆的な研究能力を持つ人材を育成し、もって県民の健康で豊かな生活の創造と看護学の発展に寄与すること」を「大学院学則」に定め、大学の目指すべき方向性を明確に示している。また設置目的に沿った教育理念・教育目標を大学案内およびホームページに示し、教職員、学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。

理念・目的の適切性の検証については、教授会の下部組織である「自己点検評価委員会」が担っている。

2 教育研究組織

貴大学は、看護学部看護学科および看護学研究科看護学専攻を設置している。附属機関としては、図書館と情報センターを管轄する「メディアコミュニケーション

センター」を設置し、講義の遠隔配信や地域住民等への情報発信を行っている。また地域貢献事業などを所管する「地域交流センター」が置かれ、地域に立脚した公立大学として地域貢献活動を推進する役割を担っている。これらの教育研究組織は、理念・目的を実現する組織として適切に構成されている。

これらの組織の適切性については、理事長のもとに置かれた「組織体制ワーキンググループ」、教授会の下に置かれている「自己点検評価委員会」が連携して検証を行っている。

3 教員・教員組織

大学全体として求める教員像を、教育・研究・大学経営・地域貢献の4つの項目に対して職位ごとに定めている。しかしながら、学部・研究科における教員組織の編制方針が定められていないので、今後、定めるとともに教職員で共有することが望まれる。

募集・採用・昇格については、「公立大学法人三重県立看護大学教員選考規程」「昇任申請の基準」に基づき、「教員選考委員会」を経たうえで、「教育研究審議会」で審議・決定される手続きとなっており、採用・昇格等のプロセスは適切である。大学院科目担当者および研究指導教員の資格審査基準については、「看護学研究科担当教員資格審査細則」を規定し、担当者の資格・基準を明確にしている。

教員組織の実態については、学部の専任教員数は、大学設置基準上必要な教員数を満たしているものの、大学が計画している定員59名に対して7名の欠員があり、小児看護学・老年看護学領域は教授が不在となっている。研究科についても、大学院設置基準上必要な教員数は満たしているが、生活習慣系老年看護学分野および看護教育学分野は指導教員の不在が続いており、特に生活習慣系老年看護学分野においては、2013（平成25）年度からの新カリキュラムにおいて未開講科目が3科目あることから、教育・研究活動を維持・発展させるためにも学部教員および研究科教員の確保が急務といえる。

教員の資質向上を図る取り組みは、「看護学部FD委員会」と「研究科常任委員会」共催の「研究・教育コロキウム」、助教・助手対象の研修会を通じて、海外研究報告や看護学研究に関わる発表などが積極的に行われている。

教員の教育研究業績の評価は、「教員活動評価・支援制度」「職位ごとに期待される人物像を基にした定性評価」に基づき、教育・研究・大学運営・地域貢献の4分野で定性・定量評価が行われている。評価結果によってサバティカル・リープの付与や特別研究費が支給されることで、教員の教育力向上や研究の活性化が図られている。

教員組織の適切性については、学長を中心とした「教育研究審議会」「教員選考

委員会」によって検証されている。教員組織は教育内容との整合性を考慮されており、検証プロセスは機能している。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

看護学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として、大学の教育理念および教育目標に沿って「修得した知識を基盤に収集した情報を科学的・論理的に分析し、看護・保健・医療・福祉分野の問題を把握することができる」などの8項目の要素を求めた方針が定められている。一方、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、「幅広い分野において、人々の保健・医療・福祉について学習し、看護専門職者としての基礎的な能力および総合的看護実践能力を育成するために、専門支持科目群を設置する」など6項目の方針を定め、教育目標と関連して明示されているが、教育の実施方法に関する内容も含めるよう、検討することが望まれる。

看護学研究科の学位授与方針は、これまで定められていなかったが、2013（平成25）年度に「多様化・複雑化・高度化する看護ニーズを的確に捉え、看護の特定領域における高度な看護実践能力や総合的な調整能力を身につけている」など3項目を方針として定めた。一方、教育課程の編成・実施方針は、「支持科目・専門科目では、教育研究分野・教育研究領域の各専門における現状と課題を明確にするための理論・研究・実践の諸概念を学ぶ科目として、領域ごとに「特論、演習」と「特別研究」を設置する」など科目群ごとに具体的に明示している。なお、看護学部および看護学研究科の学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』およびホームページに示されている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、「カリキュラム検討小委員会」「教務委員会」で行われており、変更を要する際には、教授会および研究科委員会で決定する手続きとなっている。

(2) 教育課程・教育内容

看護学部の教育課程は、地域貢献できる看護専門職を養成する目的から、入学した全学生が看護師と保健師の両方の国家試験受験資格が得られる教育課程としており、教育課程の編成・実施方針に沿って、質の高い看護師と保健師の養成に必要な教育内容を提供している。

看護学研究科では、看護学発展への寄与と看護の質向上に資する高度専門職業人の養成を目指すため、5つの教育研究領域を構成し、12の専攻分野を配置するなど、教育課程の編成・実施方針に即した適切な教育課程となっている。

教育課程の適切性の検証は、看護学部では「カリキュラム検討小委員会」「教務委員会」で行われており、変更を要する場合には、教授会で審議・決定する手順となっている。看護学研究科では、「研究科常任委員会」で検証し、研究科委員会に諮られている。

(3) 教育方法

看護学部および看護学研究科ともに、講義、演習、実習の形態がとられ、看護学部の看護系専門科目の実技やグループワークを伴う授業は、クラス別の授業に加えて少人数グループに分けて実施されており、技術習得や主体的な学習を図るための工夫をしている。臨地実習では1施設(あるいは病棟)あたり5名程度のグループに分け、少人数実習を取り入れている。さらに学習効果の向上を目的として、学外協力者による指導や臨地実習施設としている保健・医療機関の職員を臨床教授等の職に任命する臨床教授制度を活用して、充実した臨地実習指導ができるように配慮している。

看護学研究科の研究指導については、「研究指導体制に関する内規」に基づき、大学院学生各自の主専攻分野の科目である「特別研究Ⅰ・Ⅱ」をもって、研究指導計画に沿って、研究指導教員による個別指導を中心に行われている。なお、看護職に就いている社会人が働きながら就学しやすいように、一部の科目を遠隔配信するほか、長期履修制度の整備も行っている。

シラバスについては、「教務委員会」または「常任委員会」が中心となり、授業の内容や授業計画などについて統一した書式を用いて作成し、冊子として配布するとともに、ホームページに公表して学生の科目履修に役立てている。しかし、前回の本協会による大学評価にて指摘(助言)された「シラバス記載の教員間の精粗」への対応は、教員向けに作成方法の周知を図ったが、組織的なチェック体制が整備されるには至っていない。記述内容は前回に比べて改善が見られるものの、未記入欄が多い教員や、事前・事後学習の指示記載がほとんどなく、シラバスの記述の精粗が見受けられるので、引き続き改善が望まれる。

授業改善に向けた取り組みは、看護学部では、学生による授業評価アンケートに加え、「教員相互による授業点検評価」を実施している。この授業点検評価は、専任教員全員を対象に20項目の独自の点検評価基準に基づいて評価し、評価者と被評価者が一堂に会して開催される「点検評価会議」にて結果を報告している。さらに評価者は「点検評価シート」を、被評価者は「再点検用紙」を「FD委員会」の委員長へ提出することで、大学全体として組織的に検証し、授業改善へ繋げていることは、高く評価できる。また看護学研究科では、学生による授業評価アンケートを実施するほか、「院生と語る会」および「研究・教育コロキウム」にて大学院

学生と共同で教育方法に関する検討をするなど相互的な取り組みが行われている。

このように看護学部および看護学研究科ともに、教育改善に向けて大学全体として組織的な取り組みがされるとともに、看護学部では「教務委員会」、看護学研究科では「研究科常任委員会」が中心となって教育内容の検証や成績評価方法の検討を行っている。

(4) 成果

看護学部の卒業要件、科目群別の必要単位数は『学生便覧』に明記され、新入生オリエンテーションや学年別ガイダンス等で学生に周知を図っている。なお、2012（平成24）年度の新カリキュラム導入時に、学習成果を測定するための評価指標について検討されてきたが、開発には至っていない。

看護学研究科における修士論文の審査は、「学位論文審査及び試験に関する内規」および2009（平成21）年に定めた学位論文審査基準に則って行われている。この学位論文審査基準は、『大学院学生便覧』によって大学院学生に明示されている。しかしながら、前回の本協会による認証評価にて指摘（助言）された、論文指導担当教授が論文審査の主査を務めていることについては、「論文審査委員会」の結果を研究科委員会で投票する制度が導入されたが、「論文審査委員会」の体制は変更されておらず、依然として論文指導担当教員が論文審査の主査を務めている。審査体制の客観性および公平性を担保するうえで不十分であるので、改善が望まれる。また学習成果の測定指標については、授業評価アンケートのほかに、「研究科常任委員会」の委員長と大学院学生との懇話会を開催して成果の把握に努めているが、評価指標の作成には至っていない。

卒業・修了判定については、「学則」「大学院学則」に要件を規定し、それに基づき学位を授与している。学部では「教務委員会」で審議したうえで教授会にて決定し、研究科では「論文審査委員会」を経て研究科委員会で審議・決定している。

5 学生の受け入れ

看護学部の学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、「将来、看護学の専門家として社会に貢献したいという強い意思を持ち、日頃から人々の営みや社会の動き、さらにはそれらの背景に関心を寄せ、理解を深めようと努めていること」など、求める学生像および入学前に修得しておくべき知識などを明示している。

看護学研究科の学生の受け入れ方針は、「多様化・複雑化・高度化する看護ニーズに応えるため、看護の特定分野における高度な知識や卓越した看護実践能力の修得を目指している人」など、求める学生像を明示している。

これら学生の受け入れの方針は、大学の目的に沿って策定されており、『学生募集要項』のほか種々の印刷物やホームページ、各種進学説明会、進路指導教員との懇談会、高・大の接続による模擬授業などを通じて、社会へ広く周知している。

看護学部の入学者選抜は、特別入試と一般入試で行われ、看護職の適性を判断するために全ての選抜方法で面接試験を課している。看護学研究科の入学試験は年2回実施されており、学力試験と面接試験、志願理由書等の書類審査によって選抜を行っている。出願に際しては専攻分野担当教員と面談し、修士課程の教育・研究についての事前相談を義務づけている。学部・研究科ともに学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜との整合性がとれていると認められる。ただし、看護学研究科については、収容定員に対する在籍学生数比率が低く、定員に満たない状況が続いているため、改善が望まれる。

学生の受け入れの検証については、看護学部では、月例および臨時の「入試委員会」が中心となり、入学者確保に関する方策、選抜区分の定員数や入試制度の見直し等、学生の受け入れ方針との整合性を保った入学者選抜のあり方について常に点検し、改善を図るように取り組んでいる。看護学研究科では、「地域交流センター」「メディアコミュニケーションセンター」と連携し、病院訪問時に入学試験制度と学生募集の関連について意見を聴取するなど、「研究科常任委員会」が主体となり、定期的に検証している。

6 学生支援

「学習支援」「国家試験対策の充実」「生活支援」「就職支援」「卒業後の支援」の5項目を学生支援に関する方針として定め、法人の中期計画および年度ごとの年度計画に基づき、具体的な施策を進めている。

修学支援に関しては、専任教員2名体制のチューター制度を導入し、学生の学習面および生活面について、個別指導・助言を行っている。さらに学生、保護者、チューター、学生部長の4者による面談や教務学生課職員による学習指導を行って、学生支援体制を整えている。障がい学生に対する修学支援については、カウンセラー、チューター、事務職員が連携を図り、個別的な支援を行っている。なお、実習科目や演習科目の単位取得に至らないケースでの留年者が増加傾向にあるので、現在取り組まれている支援体制の強化のみならず、学習指導方法やカリキュラム編成などと複合的に検証することが必要である。

経済的支援については、日本学生支援機構奨学金、自治体や医療機関の看護修学資金を紹介し、活用を推奨している。

生活支援に関しては、毎年、新入生オリエンテーションおよび学年別ガイダンスで生活上の諸注意事項を伝えるとともに、健康相談、心理相談および各種ハラスメ

ント相談窓口を設置し、適宜対応している。

進路支援に関しては、「国家試験対策ワーキンググループ」による試験対策支援や就職・進路等に関する相談窓口による支援のほか、卒業生による就職相談会を開催するなど、就職・進学等に関する情報を提供している。大学院学生の就職については、主として研究指導教員が個別相談に応じている。

学生支援に関する適切性について、「学生委員会」「教務委員会」が主体となって検証が行われている。

7 教育研究等環境

「良好な教育・研究環境を確保するため、適切な施設・設備の管理に努めるとともに、学内施設設備の有効活用を図る」ことなどを方針として掲げ、教育研究環境の整備に努めている。

校地および校舎面積は、大学設置基準を満たしており、必要な施設・設備等も整備されている。また国内初の看護博物館を開館し、看護に関する諸資料を公開するなど、大学の理念に即した教育研究環境を整備している。

バリアフリー化の対応は、校舎内の通路および教室内通路も広く設計されており、フラットな構造となっている。また点字ブロック、車いす用トイレ、専用駐車場も整備され、通学・就学に支障がないように配慮されている。

図書館には、学習・研究に必要な図書、学術雑誌、電子媒体が質・量ともに備わっている。また県内の看護研究拠点として一般開放されており、幅広いサービス機能を有している。図書館運営においては、2010（平成22）年度より全面的に外部委託し、医療看護の資料に精通した常勤の司書スタッフも常置しているが、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。なお、前回の本協会による大学評価にて指摘（助言）された図書館の閉館時間については変更がされていないものの、電子ジャーナルや学術データベースを充実させ、大学院学生に対しては24時間学内利用を可能にしている。また必要に応じて学部学生にも同等の利用を許可しており、学習に支障をきたすには至っていない。

専任教員の研究費支給については、経常研究費である個人研究費と競争的研究費である学長特別研究費に区分されている。さらに2012（平成24）年度より「教員活動評価・支援制度」に基づき、教育面では授業担当時間数および卒業研究・修士論文の指導学生数、FD活動参加実績などを加味し、研究面では著書数、学術論文数、学会発表数などを評価して、その評価に見合った研究費の配分、研修機会の付与など、教員の研究機会の確保に努め、教育研究等環境の検証に役立てている。しかしながら、個人研究費に関する支給規程が明文化されていないので、早急に策定することが望まれる。教員研究室は、助教および助手は共同研究室、講師以上は個

人研究室が与えられており、適切な教育・研究環境を整備している。

研究倫理に関しては、「三重県立看護大学研究倫理審査規程」を定め、研究計画において倫理的な配慮がなされているか審査している。なお、研究倫理に関する研修会が開催されていないので、今後改善が望まれる。

施設・設備における検証活動および改修計画の立案は、「学内ファシリティマネジメント小委員会」および「予算委員会」が行い、「企画運営会議」に諮り計画的に実行している。また、教育・研究活動の支援に関しては、「自己点検評価委員会」が検証している。

8 社会連携・社会貢献

公立大学法人としての設置目的に立脚し、社会連携・社会貢献に関する4項目の方針を定めている。また地域貢献機関として「地域交流センター」を設置し、全教員が同センターの職務を兼務する体制をとっており、方針が教職員で共有されている。

「地域交流センター」を中心として、出前講義・公開講座、県民の健康増進、県内看護師の看護力向上、卒業生支援などさまざまな活動を行い、教育・研究の成果に基づく地域貢献活動に成果を上げている。そのほか、「卒業生のきずなプロジェクト」「卒業生お助け隊」などの看護職として働く卒業生への精神的支援、卒後の生涯教育を主とした「看護研究アドバンスコース」、各種看護研究・実践支援プログラムの実施など、特徴的な活動が行われており、これらの「地域交流センター」による種々の取り組みは、高く評価できる。また三重県を中心に行政組織との連携・協力を積極的に図っており、三重県からの委託事業や共同連携事業に参画しているほか、各種審議会などの委員として政策形成に関与している。

学生によるボランティア活動も盛んであり、自然災害被災者支援サークルの積極的な活動をはじめ、献血サークル「さくらんぼ」の取り組みが、三重県との連携のもと「三重県学生献血推進連盟」の構築に繋がったことは、学生・教職員・地域との連携が図られた特筆すべき取り組みである。

社会連携・地域貢献の適切性については、「地域交流センター委員会」にて、「地域交流センター」の運営、事業企画、実施等に関する検証を行い、活動の内容に応じて他部門・部署との連携を図っている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

「定款」および「大学組織規程」に基づき、法人組織として理事会のほか、「経営審議会」および「教育研究審議会」を設置し、教学組織として看護学部に教授会

を、および看護学研究科に研究科委員会を設置している。

法人および大学の運營業務、教育研究活動支援業務は、事務局に総務課、企画広報課および教務学生課の3課を置き、事務局長以下22名の事務職員が一体的に処理している。また、事務職員に対して「公立大学協会」や民間企業が主催する研修会、設置団体によるキャリアデザイン研修、事務局主催のSD研修等への参加を促すとともに、2011(平成23)年度からは「事務職員育成支援のための評価支援制度」を運用し、自己評価および事務局長や学長からの評価を行い、評価結果を職員に報告するなどして、事務職員の資質向上に取り組んでいる。

予算の編成・執行については、「予算委員会」などが策定した予算編成方針案について「経営審議会」および理事会の審議を経て理事長が予算編成方針を決定し、この予算編成方針に基づき副理事長が予算責任者として具体的な予算編成を行っている。また、予算執行に当たっては、「財務会計規則」「財務会計事務規程」等の関連規則に基づき内部牽制を機能させている。

財務監査に関しては、内部監査チームによる内部監査において、毎年度実施方針および計画を定めて会計監査と業務監査を実施し、検証している。また、公認会計士と弁護士である法人監事(2名)による監査のほか、県の監査委員による外部監査も受けている。

中・長期的な管理運営については、大学の設立団体である三重県が業務運営に関する中期目標を定め、この中期目標を達成するための中期計画および年度計画の策定をしている。

中期計画の実績の検証は、学内の各種委員会やワーキンググループが検討・協議した結果を「自己点検評価委員会」が中心となって取りまとめる形で行っている。しかしながら、これらの検証活動について、「自己点検評価委員会」が全学的な検証主体となっているものの、権限・手続きが規程等に明確に示されていないので、改善が望まれる。

(2) 財務

財務の到達目標として、大学運営のために十分な財政基盤が安定的に確保されていること、積極的に外部資金の導入に努めること、事業の効率的な執行、経費の節減に努め、自立的な運営資金を確保すること、資産管理の体制を整備し、適切な資産管理を行うことを掲げている。

これらの目標を達成するため、中期計画の中に、2009(平成21)年度から2014(平成26)年度までの収支計画が策定されている。2009(平成21)年度から2012(平成24)年度までの実績を見てみると、每期、当期総利益を計上し、2012(平成24)年度決算において1億3000万円の利益剰余金を留保している。これは、人件

費が計対比で抑制されていること、学生納付金収益が入学志願者の増加により計画を上回っていること等が主因であり、内部努力の成果が認められる。図書館運営業務の外部委託や、清掃管理等の委託業務の見直しにより経費節減にも取り組んでいる。また、施設の貸し出しや有料公開講座の開催等により、新たな収入源を確保している。これらの地道な努力を評価したい。

外部研究資金の獲得については、教員全員が年度内に1人1件以上申請を行うことを目標としている。具体策としては、科学研究費補助金等申請支援システムを活用し、教員の申請活動の支援を行っている。また、申請および獲得件数を、教員評価制度の定量的評価項目に加え、教員の動機づけを行っている。これらの努力の結果、2011（平成 23）年度における申請率は 82.9%となり、申請件数、採択件数・金額ともに 2009（平成 21）年度対比で大幅に増加した。2012（平成 24）年度においては、申請率が 100%となり目標を達成したとされており、順調に推移していることを評価したい。

10 内部質保証

内部質保証に関する全学的な方針は明文化されていないが、地方独立行政法人法に基づき、中期目標・中期計画における毎年度の実績報告書に対する「三重県公立大学法人評価委員会」の評価結果を考慮しながら、「自己点検評価委員会」を中心とした自己点検・評価を行い、PDCAサイクルを意識しながら教育・研究が遂行され、改善を図っている。

しかし、「自己点検評価委員会」は、現行の組織図および「各種委員会規程」において、看護学部教授会の下部組織として「FD委員会」などの各種委員会と同様に位置づけられているが、実際の役割は全学的な内部質保証を掌っていることから、他委員会との組織関係が明確になっていない。また「各種委員会規程」に規定された「自己点検評価委員会」の役割は簡易的なものであり、権限および検証プロセスなどが明確に示されておらず、実態と乖離がある。「各種委員会規程」における責任体制の定めがないことについては、前回の本協会による大学評価にて指摘（助言）された事項であるが、規程に基づいた組織整備および業務遂行に対する認識が不足しており、改善に至っていない。

今後、貴大学の内部質保証体制を実質的かつ継続的に機能させるために、「自己点検評価委員会」と他の委員会および会議体との関係を明確にし、規程の見直しを図るよう改善が望まれる。また継続的な自己点検・評価活動を機能させるために、「自己点検評価委員会」の議事録は具体的な議事内容がわかるように記すよう努められたい。

なお、情報公開については、学校教育法施行規則にて求められる教育情報および

財務状況の公表が適切になされている。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2017（平成29）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

- 1) 授業改善に向けた取り組みとして、授業評価アンケートに加え、専任教員全員を対象にした「教員相互による授業点検評価」を実施し、20項目の独自の点検評価基準に基づいた評価を行い、評価者と被評価者が一堂に会して開催される「点検評価会議」にて報告している。さらに評価者は「点検評価シート」を、被評価者は評価結果を受けて「再点検用紙」を「FD委員会」へ提出することで、組織的な授業改善に繋げていることは、評価できる。

2 社会連携・社会貢献

- 1) 「地域交流センター」を中心に県民を対象として行っている出前授業や公開講座は、県民の健康増進および県内の看護力向上に大きく寄与している。また自然災害被災者支援サークルや献血サークルなどの学生のボランティア活動を推進することで、学生による地域貢献も積極的に行われており、教職員・学生を含む大学をあげての取り組みとなっている。加えて、「卒業生のきずなプロジェクト」などの卒業生に対する精神的支援、看護研究・実践支援プログラムの実施により、卒業生の生涯教育を支援することで、看護を通じた地域貢献力の向上へと繋げていることは、評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

- 1) 看護学部および看護学研究科のシラバスは、統一した書式が用いられているが、記載内容に教員間で精粗が見られる。特に看護学研究科では、授業計画が明確

に示されていない科目が見受けられるので、学生の自己学習に活用できるよう、改善が望まれる。

(2) 成果

- 1) 学位論文審査において、論文指導担当教員が論文審査の主査を務めていることは、審査体制の客観性および公平性を担保するうえで不十分であるので、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 看護学研究科では、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.43 と低いので、改善が望まれる。

3 教育研究等環境

- 1) 個人研究費に関する支給規程が定められていないので、策定するよう改善が望まれる。
- 2) 図書館において、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。

4 内部質保証

- 1) 看護学部教授会の下に置かれた「自己点検評価委員会」は、各委員会や学長補佐機能である「企画運営会議」、法人組織である「教育研究審議会」との関係および権限が規程上や組織図に明確にされないまま全学的な検証活動を実施している。貴大学の内部質保証体制が実質的かつ継続的に機能するために、他の委員会および会議体との関係を明確にし、「各種委員会規程」の見直しを図るよう改善が望まれる。

以 上